

ID: 229

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	測量標の移転の請求(公共測量)		
法令名 根拠条項	測量法 第39条において準用する第24条第1項		
法令番号	昭和24年法律第188号		
【基準】 準用する法第24条の規定による。 (測量標の移転の請求) 第24条 基本測量の永久標識又は一時標識の汚損その他その効用を害するおそれがある行為を当該永久標識若しくは一時標識の敷地又はその付近でしようとする者は、理由を記載した書面をもつて、国土地理院の長に当該永久標識又は一時標識の移転を請求することができる。 2 前項の規定による請求(国又は都道府県が行うものを除く。)は、当該永久標識又は一時標識の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該請求に係る事項に関する意見を付して、国土地理院の長に送付するものとする。 3 国土地理院の長は、第1項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該永久標識又は一時標識を移転し、理由がないと認めるときは、その旨を移転を請求した者に通知しなければならない。 4 前項の規定による永久標識又は一時標識の移転に要した費用は、移転を請求した者が負担しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日